

ゴルフパートナー・スクール会員規約

第1条 [名称等]

ゴルフパートナー(以下「当店」といいます)、及びゴルフパートナースクール(以下「当スクール」といいます)は、ゴルフレッスンおよびその他のサービス(以下「本サービス」といいます)の利用条件としてゴルフパートナー・スクール規約(以下「本規約」といいます)を以下のとおり定めます。本規約は、当スクールの会員が本サービスの利用にあたり、当スクールとすべての会員との間に適用されるものであり、当スクールに入会し、本サービスを利用される方は、本規約を承諾し、遵守していただく必要があります。

第2条[会員]

1. 本規約における会員とは、本規約を承諾したうえで本規約に従って入会した本サービスを利用する法人および個人をいいます。
2. 会員は、会員としての資格、権利等を他の会員または第三者に対し、貸与および譲渡することはできません。

第3条[目的]

当スクールは、会員が当スクール内の施設を利用して、ゴルフ技術の向上、健康の維持・増進を図り、会員相互の交流および親睦を深めることを目的としています。

第4条 [会員の有効期間]

1. 当スクールにおける会員の有効期間は、当店の定めたプランに会員が申込み、当スクール所定の退会手続きが完了するまでとします。
2. 当スクールが必要と認めたときは、新規にメニューやコースを追加すること、またはこれらを廃止することがあります。

第5条 [会員資格]

当スクールの入会資格は以下の通りとします。

1. 本規約を遵守することに同意していること(なお未成年の場合は、法定代理人の同意を必要とします)。
2. 医師等により運動を禁じられておらず、また、当スクールの利用に支障のある疾病を有しないこと。
3. 暴力団員、暴力団関係団体またはその関係者その他反社会的勢力でないこと。
4. 当スクールが入会を適当と認めること。

第6条 [入会手続き]

本校に入会する場合は、本校指定の予約システム及び決済システムにて入会の手続きをしなければ

ればなりません。

1. 当店のスクールプラン契約は月会費契約です。
2. 入会初月は、当システムにて入会手続きの完了日を始期とし、日割り分をお支払いいただきます。
3. 当スクールは既納の入会金・授業料は如何なる理由を問わずこれを返還しません。

第7条【休会、退会、プラン変更方法】

1. 会員は、休会を希望する場合は、休会する前月の 19 日までに入会した店舗にて休会の手続きをおこなうものとします。休会期間は翌月から最大3か月間までの範囲内でご利用いただけます。
2. 会員は、退会を希望する場合は、退会する前月の19 日までに入会した店舗にて退会の手続きをおこなうものとします。
3. 会員は、休会または退会手続を適切に完了（入会店舗のフロントにてお手続き）しない限り、会員契約が有効に継続し、会員が有する本施設の利用権や会費その他の支払い義務が存続することを十分に認識するものとします。
4. 会員は、プラン変更を希望する場合は、プラン変更する前月の19 日までに入会した店舗にてプラン変更の手続きをおこなうものとします。

第8条【会員資格の喪失】

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失するものとします。

1. 任意に退会したとき。
2. 入会金、受講料その他の債務を滞納し、当スクールからの請求に応じなかったとき。
3. 本規約を含む当スクールの定める諸規則に違反し、また当スクールの信用、品位を著しく傷つける行為を行ったとき。
4. 当スクールの運営秩序を乱し、また他の会員に迷惑となる行為を行ったとき。
5. その他、第 9 条[禁止事項]に該当したとき

第9条[禁止事項]

当店や当スクールの利用者は以下の行為を行ってはならず、当店や当スクールに不利益な行為をする可能性のある会員、または他の利用者に迷惑がかかる可能性がある会員は等店の利用及び出入を禁止し即退去いただきます。

1. 法令または公序良俗に違反する行為、および、犯罪行為
2. 威圧的な言動、風紀を乱す行為
3. 他の利用者に不利益、損害、不快感を与え、もしくは迷惑になる行為
4. 当店およびスクールの運営を妨害するおそれのある行為
5. 本店が許諾しない宣伝、広告、勧誘、または営業行為
6. 利用者間での合意のない撮影およびソーシャルネットワーク上へ掲載する行為

7. 当店及び当スクールの業務に従事するスタッフに対し、暴言行為を含むハラスメントや暴力的要求を行う行為、または合理的範囲を超える負担を要求する行為
8. その他、当社が不適切と判断する行為

第10条 [打席利用時の禁止事項]

当練習場では安全にご利用いただくために、次に掲げる事項を遵守していただきます。

1. 決められた打席以外の場所での打球や素振りの禁止
2. プレイヤー以外の方の打席フロアへの立ち入りの禁止
3. 打席での極端な前後左右の移動や、斜め方向への打球行為の禁止
4. 打席ゾーンから通路などへ出てしまうゴルフクラブの使用の禁止
5. 当練習場所定のゴルフボール以外を使用しての練習の禁止
6. 酒に酔った状態等、安全が保てない状態での練習の禁止
7. 未成年の単独での利用の禁止

第11条 [レッスンの営業日・定休日および営業時間]

1. 当スクールでは、レッスン時の打席は会員本人以外使用できません。
2. 当スクールでは、やむを得ずレッスンを休講する事があります。
また、担当インストラクターがやむを得ず変更となることがあります。

第12条 [注意事項]

1. ボールは当練習場所定のものを使用してください。持ち込みでの使用はできません。
2. ゴルフクラブは利用者持ち込みのものが使用可能です。ただし、長さや種類等、当練習場の指定がある場合には遵守してください。
3. **ショップ営業時間内に限り、レンタルゴルフクラブをご利用いただけます。**数に限りがございますので、他のお客様も使えるようご配慮をお願いいたします。
クラブを利用されていない場合、スタッフからお声がけさせていただくことがあります。
4. レンタルゴルフクラブは利用後は元の場所にお戻しください。
5. レンタルゴルフクラブのご利用は、ショップ営業時間中のみとなります。レンタルクラブをご利用中にショップの営業時間が終了する場合は、ご利用中であっても返却をお願いいたします。
6. **練習終了後はボールは所定の場所にお戻しください。**
7. レンタルゴルフクラブやボールなどの備品持ち帰りはできません。

第13条 [事故、傷害、盗難]

1. 会員は、当スクールの敷地および施設内において会員に生じた疾病、盗難、事故等について、当スクールを免責するものとします。
2. 会員は、前項のほか会員に生じたあらゆる損害について、当スクールを免責するものとします。

す。

3. 前項にかかわらず、当スクールの故意または重大な過失によって会員に損害が生じた場合には、当スクールは免責されるものではありません。

4. 会員が他の会員または第三者に対して損害を与えた場合には、当該会員は自己の責任と費用において解決し、当スクールに対して一切迷惑をかけないものとします。

5. 利用者が故意または過失によって、第三者あるいは当スクールに従事する者、または練習場の施設や物品に損害を与えた場合は、利用者にその損害を全額賠償していただきます。

第14条 [本サービスの利用について]

1. 当スクールは、以下のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、予約システム及び弾道計測器、シミュレーター等のサービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

(1)本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を行う場合

(2)コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本サービスの運営ができなくなった場合

(3)地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合

(4)その他、当スクールが停止または中断を必要と判断した場合

2. 予約システム及び計測器等の機器は予告なく、当スクールの判断で別のシステムへ移管・変更することができるものとします

第15条 [非常時について]

地震、火災、悪天候など非常事態の際は、練習を中断し、館内掲示に従って避難をお願いします。また、スタッフが安全上の指示をしたときは、これに従ってください。なお、これらの事由によって当練習場の利用ができなくなったときにも、お支払いいただいた月謝または当日券等の料金は返金しません。

第16条 [練習場内での喫煙・飲食等について]

1. 当練習場施設内は電子タバコを含め禁煙です。

2. 衛生面及びシミュレーター保護のため、当練習場施設内でお食事はできません。

3. 打席エリア、ショップエリアでは、飲み物は蓋の締まる水筒、またはペットボトルに限りお持ち込みいただけます。

第17条 [安全にご利用いただくために]

1. 当練習場はスタッフ不在の時間帯がある練習場です。利用者は自身と他の利用者、当練習場の施設の安全に十分に配慮して施設を利用してください。

2. 運動靴またはソフトスパイクを着用してください。

3. お体に不安がある場合は医師等の診断や指示に従い、利用中に体調に異変をきたしたときは直ちに練習を中断して身の安全を図ってください。

第18条 [反社会的勢力の排除]

1. 利用者及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 利用者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 利用者及び当社は、相手方が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく当施設の利用に関するすべての契約を解除することができます。

4. 利用者及び当社は、前項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第19条 [個人情報の取扱い]

当練習場の利用に関して当社がお預かりした利用者の個人情報はプライバシーポリシーに従って取り扱います。

<https://www.golfpartner.co.jp/fc/privacy/>

第20条 [当スクールの閉鎖]

1、当スクールは次の場合、当スクールを閉鎖し、全ての会員との契約を解約することができるものとします。

- ① 法令の制定改廃または行政指導により開場が不可能となったとき。
- ② 災害その他により施設の被害が大きく開場が不可能になったとき。
- ③ 著しい社会情勢の変化、その他運営上やむを得ない事由が発生したとき。

2、前項の事由により当スクールを閉鎖する場合には、災害等やむを得ない場合を除き、3ヶ月前までに予告するものとします。

3、当スクール閉鎖の場合、全ての会員は退会となり、会員資格を喪失します。

第21条 [本約款の変更]

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法の定めに基づき本約款を随時変更できます。本約款が変更された後の本契約は、変更後の本約款が適用されます。

(1)本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。

(2)本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、本約款の変更を行う場合は、変更後の本約款の効力発生時期を定め、効力発生時期の4週間前までに、変更後の本約款の内容及び効力発生時期を利用者に通知、その他当社所定の方法により利用者に周知します。

3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本約款の変更の周知後に利用者が当練習場の利用をした場合は、当該利用者は本約款の変更に同意したものとします。

第22条 [準拠法・合意管轄]

1. 本約款に関する準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されます。

2. 利用者と当社との間における一切の訴訟は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。